

被保険者（ご本人）様対象 **がん検診も同時に受けられる**
協会けんぽの健診をご利用ください！

協会けんぽの生活習慣病予防健診や人間ドック健診では、**がん検診がお得に受けられます**。
 年に1度、がん検診を受診して、早期発見・早期治療につなげましょう。

生活習慣病予防健診

●検査の内容 身体計測・血液検査・尿検査など＋**胃・大腸・肺がん検診**

●対象者 35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

●協会補助額 14,135円（自己負担額は一律5,500円）

*対象年齢の女性の方は、上記の検査内容に**子宮頸がん・乳がん検診を追加**できます
 （対象年齢や自己負担額については右の二次元コードをご確認ください）
 *令和8年度から**20・25・30歳**の方も**生活習慣病予防健診の対象**となりました。
 （検査の内容：身体計測・血液検査・尿検査など＋**肺がん検診**）



↑
詳しくはこちら

人間ドック健診

おすすめポイント 事業所ご担当者様による
 特定保健指導の日程調整が不要に！

●検査の内容 上記の**胃・大腸・肺がん検診を含む**生活習慣病予防健診の項目＋**特定保健指導等**

●対象者 35歳～74歳の被保険者（ご本人）様

●協会補助額 25,000円（自己負担額は健診機関により異なります）

*オプションで**子宮頸がん検診・乳がん検診・PSA検査（前立腺がん検診）を追加**できます
 （オプションは自己負担になります）

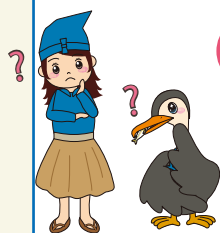


↑
詳しくはこちら

健診結果で **要治療** **要精密検査** と判定された方へ
医療機関への早期受診をお願いします

重症化予防対策として、健診結果で「要治療」「要精密検査」と判定されながら医療機関を受診していない方に対して、右下のお知らせをお送りしています。

Q 自覚症状がないのに
 医療機関への受診は必要ですか？



A 生活習慣病は自覚症状がないまま徐々に進行します。治療せずに放置すると、動脈硬化などが急速に進み、心疾患等を発症する危険度が高くなります。



事業主様・事業所ご担当者様へのお願い

従業員様のご自宅に協会けんぽからお知らせが届くことがあります。
 事業所様におかれましても、早期に受診するよう従業員様へのお声かけをお願いいたします。



被扶養者資格再確認へのご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。令和8年度は**被扶養者資格が解除となる可能性の高い方を対象に『被扶養者状況リスト』を事業所様にお送りいたします。**加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

送付時期 令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次、事業所様へ送付いたします。

提出期限

令和8年12月11日(金) ※扶養解除となる対象者がいない場合も、
被扶養者状況リストを協会けんぽへご提出ください。

再確認の対象となる方

扶養解除の可能性の高い、下記①～③の対象者に絞って確認業務を実施いたします。

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない方は150万円)を超過している方
*18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く

12月11日までに
ご確認・郵送を
お願いします

被扶養者状況リスト

注意) 上記に該当する被扶養者様がない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

被扶養者資格が解除となる被扶養者様がいる場合

『被扶養者状況リスト』と『被扶養者異動届』のご提出をお願いします。

扶養解除の迅速化のため、日本年金機構へ電子申請による被扶養者異動届のご提出にご協力ください。なお、日本年金機構へお届けいただいた場合は被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出いただく必要はございません。

被扶養者異動届

日本年金機構へ
電子申請を

令和7年度の実績

被扶養者の解除となった方

約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる
前期高齢者納付金の負担軽減額

約 6 億円

ご理解とご協力を
ありがとうございます
ございました



お問合せ先

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎ 058-255-5155(自動音声案内①)